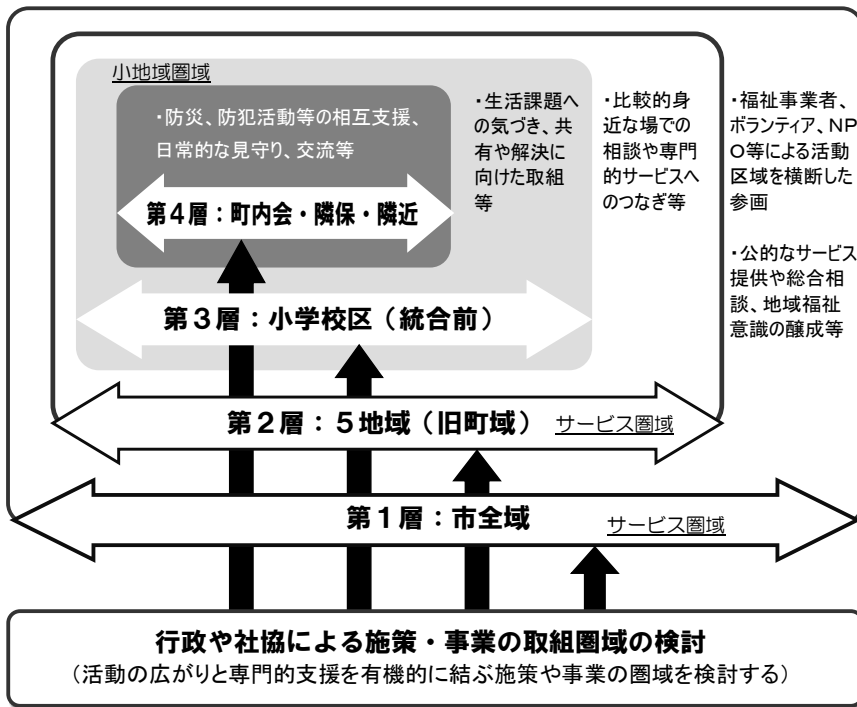


■地域における支え合いと社協・行政の役割（第2期、第3期淡路市地域福祉計画）



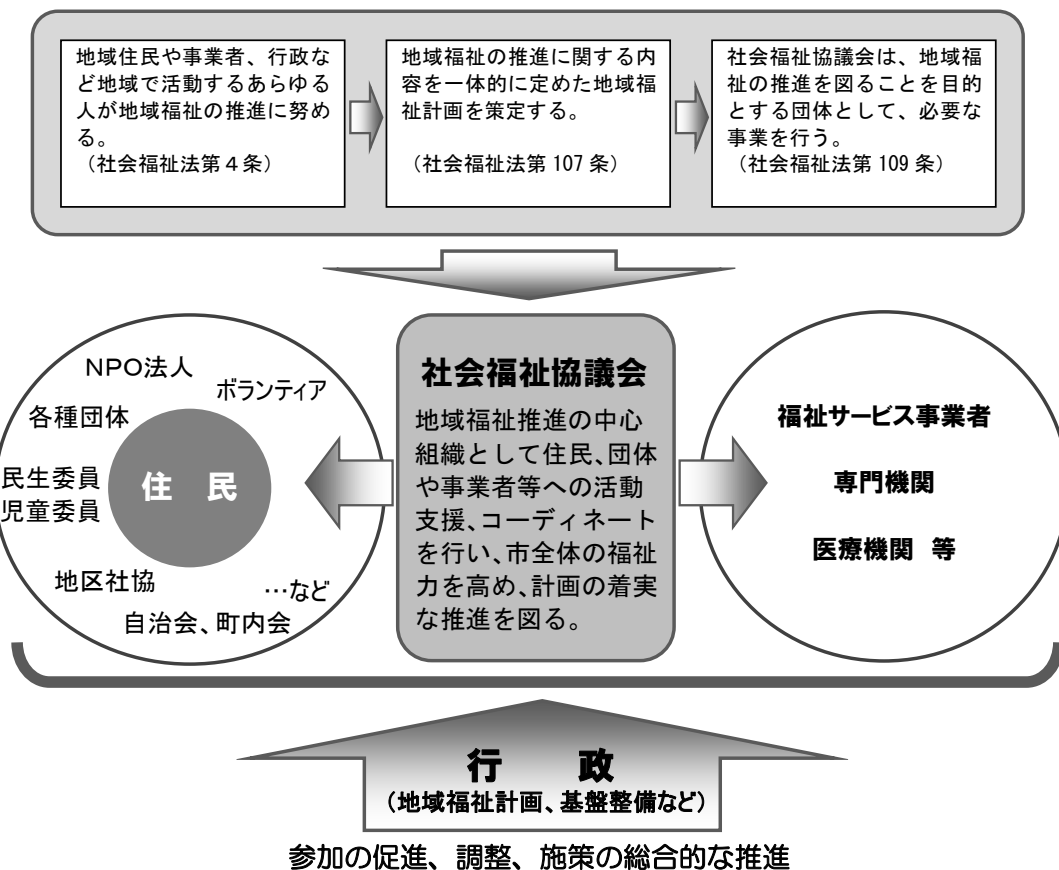
市地域福祉計画では、地域の範囲、捉え方を大きく4つの層に分類し、第1層を市全域、第2層を5地域（旧町域）、第3層を小学校区域（統合前）、第4層を町内会・隣保・隣近所の区域として、重層的な地域福祉の展開を図ることが提起されています。

住民主体の地域福祉を進めるためには、住民が自分たちのことを自分たちで考え決めていく手の届きやすい範囲であることが、これまでの活動で明らかになってきています。

このように顔が見える生活圏域を「小地域圏域」と定め、住民主体の「小地域福祉活動」を進めます。

また、専門的な相談機能の整備をはじめ、保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体的な提供や福祉意識を高めるための施策等は市全域や旧町域で取り組みます。これを「サービス提供圏域」と定め、連携等の活動を推進します。（福祉サービス及び行政サービス）

さらに、各地域福祉圏域の取組が有機的に展開されるよう、公的なサービス提供や地域福祉活動の支援については、施策や事業ごとに圏域の特性に配慮し、推進するものとします。



平成30年度淡路市社会福祉協議会事業方針

1.地域福祉の中核的な推進を図る団体として、進化(深化)する条件整備の時代へ(2年目)

【背景】

A) 社会福祉法の改正

- ✓ 平成30年度の社会福祉法改正では、4条、5条、6条、106条、107条が大きく変更されています。
- ✓ 4条では、「日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる⇒**確保される**」に変更となり、社会参加における機会の保障を謳っています。
- ✓ 地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を「**地域生活課題**」ということが定義されました。
- ✓ これにより、今までの伝統的な福祉イメージである「狭義の福祉」ではなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加に対して起こる諸般の課題、つまり、まちづくりにおける諸般の課題イメージである「**広義の福祉**」も重要視されることになりました。
- ✓ 第5条では、これまで「社会福祉を目的とする事業を営む者」だけであった福祉サービスの提供原則に、「地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り」が追加され、専門機関との連携だけでなく、住民との協働が大切とされています。
- ✓ 第6条には、「国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。」と福祉サービスの確保に加えて、**地域福祉の推進が自治体の責務**として新たに2項で規定される事になりました。
- ✓ 第106条の3では、包括的な支援体制の整備について、「市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」と位置づけられました。
- ✓ その内容は、地域住民による地域福祉活動に関するもの、住民の生活福祉課題にかかる相談を受け止めていく体制に関するもの、複合的で複雑な課題を解決するために関係機関が協働して支援、協議、検討するもの(生活困窮者自立支援法第2条2項に規定する生活困窮者自立相談事業を指している)となっています。
- ✓ 地域住民による地域福祉活動に関するものでは、①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、②地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、③地域住民等に対する研修の実施、④地域の課題を地域で解決していくための財源づくりとなっています。
- ✓ 住民の生活福祉課題にかかる相談を受け止めていく体制に関するものでは、①住民の相談を包括的(総合的)に受け止める場の整備及びその周知、②地域の関係者との連携による地域生活課題の早期発見とそのバックアップとなっています。

- ✓ 複合的で複雑な課題を解決するために関係機関が協働して支援、協議、検討するものでは、①支援関係機関のチーム化と協働の中核を担う機能(生活困窮者自立支援法第2条2項に規定する生活困窮者自立相談事業が主たるもの)の整備、②支援の協議・検討の場の拡充、地域の関係者との連携による地域生活課題の早期発見とその連携となっています。
- ✓ 第107条の変更で地域福祉計画が福祉関連計画の上位計画となりました。

B) 求められる地域福祉と施策化

- ✓ もれない、ほっとかない相談体制づくりが必要と各方面から総合相談の重要性が唱えられています。
- ✓ 住民の支えあいの力を顕在化させ、促進していく「地域の福祉力」の手入れが求められています。
- ✓ 人口減少、世帯員の減少もあり、単身世帯、二人暮らし世帯が60%を超えています。
- ✓ 第3期淡路市地域福祉計画が策定され、地域をケアし、活動を支えていく人材が重要視されています。
- ✓ 介護保険法の改正により、30年度から地域支えあいセンターごとに生活支援コーディネーターが配置される予定です。

C) 地域福祉の財源確保

- ✓ 介護報酬等の減収、人材確保が困難な状況が続き、財政的にも厳しい状況が続いています。
- ✓ とりわけ、地域福祉関連の事業において財源不足が続いています。事業安定化基金によって財源不足を補ってきましたが、その基金も限りが見え始めています。
- ✓ 制度等を積極的に活用した地域福祉の財源確保が喫緊の課題となっています。

2.平成30年度淡路市社協事業計画の構成

3.基盤整備事項（地域福祉を推進する組織で在り続けるために）※ 2年目

- 1)Off-JT(職場外研修)を中心とした研修機会の確保 2)職場内研修(OJT)の推進
3)福祉人材の確保 4)経営基盤の見直し

4.平成30年度淡路市社協重点事業

- 1)第三次地域福祉推進計画の策定
2)生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター」の設置
3)生活困窮者自立支援事業をベースにした事業開発
4)集落福祉フォーラムの開催
5)各事業の整理、統合化の検討
6)当事者を中心にした防災プログラムの検討

5.淡路市社協強化事業

【強化活動 1-①】

圏域ごとの地域福祉推進組織化

【強化活動 1-②】

小地域福祉活動のメニュー化

【強化活動2-①】

多機能拠点化の推進

6.基本事業【地域支えあい支援】【暮らしづくり支援】【総合相談支援】

【総合推進目標1】(自治型福祉の支援)

社協は自分たちの住む地域の「ささえあい」について話し合う場をつくる活動を行います。

【総合推進目標2】(社会資源・地域資源の開発支援)

社協は地域福祉を進める人たちの「おもい」を伝え、「暮らしづくり」の取り組みを進める活動を行います。

【総合推進目標3】(地域自立生活支援・権利擁護支援)

社協は制度の狭間や漏れやすい課題に対して総合的な相談支援づくりをすすめ、「生活する権利」を支える活動を行います。

3.平成30年度淡路市社協基盤整備事項

1) Off-JT(職場外研修)による研修機会の確保（2年目）

職層や経験に応じた職務研修や、事業推進に必要な技術や企画力・コーディネート力などを全国的なレベルで身につけるための専門研修など、全国で行われている研修も視野に入れた職場外研修(Off-JT)の体系を確立し、職員の資質向上を図ります。(内容等は附記に記載)

① コミュニティワーク(地域支援)研修

	研修名	派遣対象者
全社協	社会福祉協議会全国活動会議	本部管理職
県社協 研修所	コミュニティワーク専門ゼミナール	管理職
	地域福祉研修	経験3年以上の職員
	生活支援コーディネーター養成研修	地域支援Coおよび経験3年以上の地域支援職員
	社協ワーカー実践研究会議	地域支援職員

② ソーシャルワーク研修(個別支援)研修

	研修名	派遣対象者
全社協	生活困窮者自立支援事業主任相談員研修	本部管理職
県社協 研修所	チームアプローチ実践研修	管理職、管理者、経験6年以上の地域支援職員
	生活困窮者支援連絡促進会議	生活困窮担当職員

	日常生活自立支援事業専門員担当者研修	事業担当者及び個別支援職員
	生活福祉資金新任担当者研修会	4年未満の職員及び未経験職員
	社会福祉援助基礎研修	4年未満の職員及び未経験職員

③ 法人運営研修

	研修名	派遣対象者
県社協 研修所	管理職研修	管理職、管理者
	チーム・マネジメントリーダー研修	管理職、管理者
	社会福祉法人人事・労務管理研修	管理職及び本部職員
	OJTリーダー養成研修(基礎編)	管理職、管理者
	会計実務担当者研修	管理職及び会計職員
	社会福祉法人財務管理研修	管理職及び本部職員

④ その他の研修機会

1)現場視察実習(フィールドワーク)研修	全国各地の優れた実践事例を直接見聞きする事によって職員に対し、新しい気づきを促す
2)制度及び職能団体研修	職能団体(包括協、在介協、老施協、ケアマネ協等)の主催している研修において、制度及び専門職としての知識を学ぶ
3)セミナー・フォーラム・学術大会等の研修	様々なまちづくり、福祉系の大会に参加し、貪欲に他分野、新しいものを取り込む

2) 職場内研修(OJT)の推進(2年目)

職員の資質の向上をはじめ、くらしづくりに関する情報・技術共有、業務に関する目的意識の醸成などを図るため、職場内研修(OJT)に積極的に取り組みます。また、職員による自主的な勉強会や研究グループへの取り組みを支援していきます。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
職場内研修(OJT) の推進	計画策定を活用した学習会づくり	年間を通じて	本部
	パワーアップセミナーの開催に向けた検討会		
	幹部職員への研修		

3) 福祉人材の確保(2年目)

社会福祉業界、及び島内の事業所では、以前にも増して必要な人材の確保が厳しい状態が続いています。社会福祉協議会においても必要な人材を確保する事は急務の課題となっていますが、現実には厳しいものとなっています。

このようなこともあり、人材の確保に向けた取り組みをひとつの事業として捉え、組織的な活動として行えるように手法開発を進めます。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
福祉人材の確保	実習等の積極的な受け入れ	年間を通じて	本部
	資格が取得できるような講座の開催		
	人材センター事業への参加		
	就業形態等の見直し		

4) 経営基盤の見直し（2年目）

平成27年度介護報酬改定により、減収となったことから事業安定化基金の取り崩しが続いており、社協の経営基盤が揺らいでいます。今後の事業展開をどのようにするのか。地域福祉財源の確保に向け、どのような方策があるかを検討するよう努めます

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
経営基盤の見直し	地域福祉財源の検討(政策等)	年間を通じて	本部/各センター
	各制度における地域福祉財源探し		
	自主事業の見なおし		
	新規事業の開拓		
	経営・財務に関する学習		
	社協会費・共同募金の持続		
	寄付の啓発及びファンドレイジング(資金集め)等の学習		

4.平成30年度淡路市社協重点事業

1) 第三次地域福祉推進計画の策定着手

平成28年度に策定された「第3期淡路市地域福祉計画」をもとに、市民・事業所が参加した地域福祉の推進に向け、具体的な行動計画の策定を行います。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	担当等
第三次地域福祉推進計画の策定着手	策定体制の検討	4月	本部
	地域福祉計画に関する学習会	4月～5月	
	第二次地域福祉推進計画の検証	4月～5月	
	策定委員会の設置、開催	通年	
	作業部会、ワークショップの開催	通年	

2) 生活支援体制整備事業「生活支援コーディネーター」の設置

介護保険制度の改正に伴い平成30年度より、多様な主体同士の連携や協働を促進し、多様な日常生活を地域におけるささえ合いの体制づくりをおこなう「生活支援コーディネーター」を全地域に設置します。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア
生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの設置	圏域の設定	4月	市(1層) 地域(2層)
	各地域の福祉関連データの整理	年間を通じて	
	コーディネーターに関する研修参加	年間を通じて	
	地域支えあいの実態調査	年間を通じて	
	集まりの場の普及啓発	年間を通じて	
	地域共同ケアセミナーの開催	1月	
	パンフレット作り	年間を通じて	
	ふれあいサロン等の活動維持支援	年間を通じて	

3) 生活困窮者自立支援事業をベースにした事業開発

少子高齢過疎に加え、低所得、世帯力の低下による複合多問題世帯が増えている中、その状況に対応するための組織をどのように強化するか検討します。また、生活困窮者自立支援法等を活用しつつ、世帯困窮者が増える現状に対し、どのような方策があるかを生活保護行政等と連携して探ります。また、社会的就労に対してボーダーラインにある方の福祉的就労に関しても検討を進め、新しい活動の提案等を行います。

また、福祉総合相談をはじめ、障がい者相談支援事業、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）、地域ケア会議及び地域連絡会への参画を充実していきます。

かねてより、地域福祉計画に基づいた権利擁護センターの設立につき議論を深めていくよう関係機関に働きかけを行います。各種相談機能の研修会・連絡会づくりを通じ、その中から見える課題を含めて、実用性のある相談システムづくりを模索します。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	担当等
生活困窮者自立支援事業をベースにした事業開発 (総合相談体制の在り方検討含む)	自立相談支援事業の確立	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	複雑多問題ケースへの支援		
	食料等の備蓄倉庫の確保		
	福祉的就労の模索		
	総合相談窓口の設計		
	総合相談に関する学習 制度の運用方法の検討		

4) 淡路市第5回集落福祉フォーラムの開催

「第2回全国町内・集落福祉サミットin淡路」の開催から得た経験や気づきを淡路市の地域づくりに活かせるよう、毎年、集落福祉フォーラムを行ってきました。昨年は、「第5回全国町内・集落福祉サミットin淡路市」を開催し、これまでの取り組みを検証する事ができました。

今年度も引き続き集落福祉をテーマに共生循環型地域社会作りを目指して、各種団体、関係機関の支援を得て開催します。

事業項目	事業内容	開催時期	開催場所
第5回淡路市集落福祉フォーラムの開催	登壇者の発掘・調整	12月	北淡地域
	「地参地笑のススメ」の作成		
	各関係機関との協働		

5) 各事業の整理・統合化に関する検討

本会の財政状況、人材が集まらない等の影響から職員数の減少が続いています。これまで、社協では地域の実情に合わせて様々な事業を行ってきましたが、事業として統合化した方が良いもの、また発展的に解消したほうが良い事業を検証します。また、独自事業で行っているものにおいて、制度で対応していけるものについては、廃止に向けて検討を進めます。

事業項目	事業内容	開催時期	担当等
各事業の整理・統合化に関する検討	介護保険事業・総合支援事業の統合 (共生型サービスづくり)	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	社協独自事業の再検証		
	独自事業の制度化に向けた調整		
	社会福祉法人連絡協議会の設立検討		

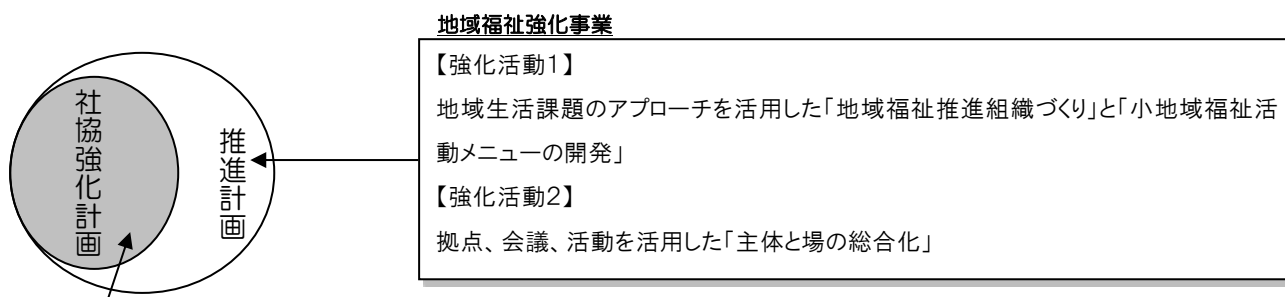
6) 当事者を中心にした防災プログラムの検討

災害時における障がい当事者がただ「守られる存在」という概念ではなく、これからめざす共生循環型地域社会において、防災、災害対策に参画し、自らの役割や能力がどのように発揮できるのかを模索していく機会として防災プログラムの検討を行います。

事業項目	事業内容	頻度(時期等)	担当等
当事者を中心にした防災プログラムの検討	勉強会・研修会の開催	年間を通じて	本部
	ワークショップの開催		
	アンケート調査の実施		
	ガイドブックの作成		

5.平成30年度淡路市社協強化事業

29年度事業計画に基づき引き続き「地域福祉推進」を行います。



社協基本事業

【総合推進目標1】(自治型福祉の支援)

社協は自分たちの住む地域の「ささえあい」について話し合う場をつくる活動を行います。

【総合推進目標2】(社会資源・地域資源の開発支援)

社協は地域福祉を進める人たちの「おもい」を伝え、「暮らしづくり」の取り組みを進める活動を行います。

【総合推進目標3】(地域自立生活支援・権利擁護支援)

社協は制度の狭間や漏れやすい課題に対して総合的な相談支援づくりをすすめ、「生活する権利」を支える活動を行います。

【強化活動 1-①】圏域ごとの地域福祉推進組織化

地域福祉の推進を図るため、計画に定められた圏域ごとの推進組織づくりをめざし、下記のプロジェク、並びに団体、機関にアプローチを行います。

圏域	プロジェクト名	アプローチ対象	内容
市	地域福祉推進協議会への参画(市計画)	市(健康福祉部)	地域福祉計画に定める協議会(市設置)に参画し、これからの地域福祉の方向性について議論を深める
各地域	社協地域支えあいセンター運営委員会の継続実施	社協支えあいセンター運営委員会	地域支えあいセンターにおける運営委員会の方向性と役割について、財源も含め試行検証する。

小学校区 (旧単位)	福祉のまちづくり協議会(地区社協)づくり	地域福祉関係の活動者	地域住民と地域活動者が協力して小地域の福祉活動を推進する組織(小地域福祉推進組織【地区社協】)づくりをどのように進めるか検討する。
---------------	----------------------	------------	---

【強化活動1-②】小地域福祉活動のメニュー化

地域福祉の推進を図るため、「聴きあう、伝えあう、集まりあう、混ざりあう、支えあう、続けあう」6つの視点から、これまでの住民活動を再評価し、住民の手によって取り組みが推進される環境づくりを進めるため「小地域福祉活動のメニューづくり」に着手します。

圏域	聴きあう	伝えあう	集まりあう	混ざりあう	支えあう	続けあう
小学校区 (旧単位)	----- どんな活動があるか、市内の先進、先行事例の検証 -----					
町内会						
振り返りの視点	①話し合う場づくり(調査・課題の発見) ②広報等の情報発信・地域福祉学習会 ③サロンやイベント等の開催 ④世代や分野ではなく「エリア」を意識					

【強化活動2-①】多機能拠点化の推進

「主体と場の総合化」を進めるため、集落福祉・地域共同ケアの考え方をもとに拠点の多機能化に対する試みを進めます。

アプローチ対象	内容
市内各拠点を活用した福祉のまちづくり	<p>法人、事業所、会館等の様々な拠点が市内にたくさんある中、単一拠点としての考え方ではなく、複合拠点としての活用提案及び先進事例等の収集をおこない学習会を通じて、考え方の普及啓発につとめます。</p> <p>また、地域に今ある資源(地域のお宝)に着目し、住民が活動拠点として活用するケースが見られるため、住民の活動拠点として集落福祉の観点から支援に努めるよう取り組みを行います。</p>

6.平成30年度基本事業【地域支えあい支援】社協は自分たちの住む地域の「ささえあい」について話し合う場をつくる活動を行います。

＜基本目標①＞ 住民主体の話し合う場、人が出会う場づくりを進め、「力あわせの場」を通じて、ゆるやかな関係づくりを行おう。

	事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
話しあう	地域福祉経営についてはなしあい (社協についての話し合い)	理事会の開催	毎月	本部
		評議員会の開催	6月、3月	
		監事会(運営検討)の開催	3回/年	
		正副会長会議の開催	4回/年	
		理事・監事合同研修会(視察研修)	1回/年	
		理事・議会交流会	1回/年	
		役員・職員合同研修会	8月	
		行政連絡会	4回/年	
		センター運営委員会の開催	毎月	
	地域の生活課題と住民が向き合う場づくり(座談会)	福祉関連データの整理	年間を通じて	本部
		生活実現型福祉活動の普及・会議運営支援	年間を通じて	
		地域座談会の開催	年間を通じて	各支えあいセンター
	地域住民を主体とした「見守り」活動の推進	見守りハンドブックの普及(ワーカー研修)	3回/年	本部
		見守り関連図及び取り組み・仕組みの視覚化	3回/年	本部・各支えあいセンター
		見守り活動の推進	年間を通じて	各支えあいセンター
当事者の生きづらさや生活課題に寄り添う 話し合いの場づくり	認知症家族の交流	年2回	各支えあいセンター	
	当事者組織「考える会」の支援	年間を通じて	支えあいセンターほくだん	
	認知症の家族の会の開催	毎月	各支えあいセンター	
	高齢者会食会	2回/年		
つよがる	市内全体で地域福祉の機運をあげるイベントづくり	社会福祉大会の開催	3月	本部
	地域のなかで協力して、ともに分かち合える取り組みづくり	福祉まつりの開催	9月～11月	各支えあいセンター
		地区社協・福祉委員活動支援	年間を通じて	ほくだん・ひがしうら
	淡路市内の学校に対する福祉学習の普及	福祉学習のつどい	7月～8月	本部
		地域福祉学習における関係者との話し合いの場	年間を通じて	各支えあいセンター
		福祉学習協力校の指定	年間を通じて	

	各種団体の活動を支援する仕組みづくり	団体支援の方策の検討	6月.9月.12月	本部
		助成方法の検討	10月～3月	
		共同募金運動の検討と実施	7月～12月	
さ さ え る	地域福祉を普及・啓発する場づくり (地域福祉・社協のPR)	広報「すまいる」の発行	2回／年	本部
		ホームページの更新	年間を通じて	
		地域センターだよりの発行	毎月	各支えあいセンター
		小地域広報発行支援	年間を通じて	
		各種会合での普及啓発	年間を通じて	
	いろんなところで情報発信をする「情報のあり方」の検討	ノベルティグッズの作成	年間を通じて	本部

6.平成30年度基本事業 [暮らしづくり支援] 社協は地域福祉を進める人たちの「おもい」を伝え、「暮らしづくり」の取り組みを進める活動を行います。

<基本目標②> 住民一人ひとりの「役割」「存在」に焦点を当て、「暮らしづくり」を考える機会の創出に努めよう。

	事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
話 し あ い ま す	地域のボランティア活動について話し合う場づくり	ボランティア連絡会	4回／年	本部
		ボランティアのつどい	8月	
		地域ボランティア連絡会の開催	15回／年	各支えあいセンター
		ボランティア研修会・つどいの実施	5回／年	各支えあいセンター
		ボランティア給食の実施	毎月	いわや・ひがしうら
	溜まり場・集まり場の普及と開発	ふれあいサロンの実施	毎月	各支えあいセンター
あらたな溜まり場づくりの手法開発		年間を通じて	各支えあいセンター	
す ま い る	住民福祉学習のすすめ	住民福祉学習(全市)	2回／年	本部
		小地域福祉学習のススメ	2回／年	
さ さ え る	「社協のえんむすび」による生活のしづらさの解消	えんむすび交流会の開催	6回／年	本部
		えんむすび親の会	2回／年	
	当事者支援サービスと「暮らしづくり」の推進と開発	当事者と住民との支え合い共同事業の検討	年間を通じて	本部
		自立体験ステイ	年間を通じて	各支えあいセンター

	作業所保護者連絡会	年間を通じて	各支えあいセンター
	事業所単位の運営員会づくり	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	事業所の拠点化研修	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	住民とつくる「ゆるやかなサービス」開発	年間を通じて	本部・各支えあいセンター

6.平成30年度基本事業【総合相談支援】社協は制度の狭間や漏れやすい課題に対して総合的な相談支援づくりをすすめ、「生活する権利」を支える活動を行います。

＜基本目標③＞ 制度で対応できない課題に対し、多くの関係機関との協働により、総合的な支援体制づくりを行おう

	事業項目	事業内容	頻度(時期等)	対象エリア・担当等
話す きく	地域ケアシステムの開発と関係する会議への参画	地域ケア会議、地域連絡会への参画	毎月	各支えあいセンター
		地域福祉総合相談窓口の運営	年間を通じて	
		障害者虐待防止センターの運営	年間を通じて	本部
		日常生活自立支援事業の応用的展開	年間を通じて	
		生活福祉資金における貸付業務の視点整理及び業務支援	年間を通じて	
		福祉的就労等への模索	年間を通じて	
おま ぬる	福祉課題の多発・複合化に対応する組織強化へのとり組み	福祉課題の複合・多発化に対するとり組み	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		複雑多問題ケースへの支援	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		総合相談体制の充実とプログラム開発	年間を通じて	本部
		生活福祉資金の活用	年間を通じて	各支えあいセンター
		社協小口資金貸付の運用	年間を通じて	各支えあいセンター
		日常生活支援事業における相談及び支援	年間を通じて	各支えあいセンター
か か える	制度を活用した障がい福祉事業の推進と開発	自立支援協への参画	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		事業所職員会議の開催	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		相談支援事業所「ハピくるステーション」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		共同生活援助事業所の運営(グループホーム)	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		就労継続支援B型事業所「ひまわり作業所・竹の子作業所」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		多機能型障がい者福祉サービス事業所「あいあい作業所・地域生活拠点『ぼれぼれ』・さぬきうどん	年間を通じて	本部・各支えあいセンター

オ サ エ る		『幸来』の運営		
		地域生活多機能拠点「いづかしの杜」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	介護保険事業を活用した高齢者福祉の推進と開発	相談支援のあり方に対する研究会	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		消費者被害に対する啓発及び相談	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		事業所職員会議の開催	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	介護保険事業を活用した高齢者福祉の推進と開発	特定居宅介護支援事業所「つながり」「てのひら」「ゆうゆうライフ」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		福祉用具レンタル事業所の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		訪問介護事業所「社協のヘルパーさん」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		通所介護事業所「もみじの里」・「ゆうゆうライフ」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		訪問看護事業所「いちのみや訪問看護ステーション」の運営	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
	委託事業の安定的な推進	「食」の自立支援事業の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		外出支援事業の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		軽度生活援助事業の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		介護用品支給事業の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		高齢者自立支援ひろば(SCS)の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		高齢者等住宅安心確保事業(LSA)の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター
		生活支援ハウス事業の実施	年間を通じて	本部・各支えあいセンター

【附記】 主な研修一覧表

① コミュニティワーク(地域支援)研修

全社協	社会福祉協議会全国活動会議	全国各地の社協職員が一堂に集まり、政策やトレンド、研究成果など、中央から発信される事柄を早い段階でキャッチする全国会議
	生活支援コーディネーター研究協議会	生活支援コーディネーターに関する各種団体、NPO、事業者等の全国組織が主催する会議。今後の政策提案等に関する研修を行う
県社協 研修所	コミュニティワーク専門ゼミナール	市町社協職員が対象の地域福祉援助の分析視点とスーパービジョンに必要な知識・技術を学ぶ研修
	地域福祉研修	包括支援センター、福祉事業所、社協等の職員が地域福祉に関して、基礎・実践を学ぶ専門職の幹をつくる研修
	生活支援コーディネーター養成研修	生活支援コーディネーターの基礎・応用に関する研修
	社協ワーカー実践研究会議	社協ワーカーとして必要や情勢に関する研修
	災害ボランティアコーディネーター養成研修	災害ボランティアセンターに関する知識及び技術を学ぶ研修

② ソーシャルワーク研修(個別支援)研修

全社協	生活困窮者自立支援事業主任相談員研修	生活困窮者自立支援事業に関する全般的な研修及び支援困難な事例や資源開発等を含めた必須の全国研修
県社協 研修所	チームアプローチ実践研修	チーム形成に役立つファシリテーション力を身につけ、中堅・リーダー層の技術の向上を目的とした研修
	アセスメントスキル向上研修(高齢・障害)	利用者一人ひとりの特性とニーズを捉える方法を学び直す中堅向け研修
	生活困窮者支援連絡促進会議	生活困窮者自立支援事業に関する制度理解や他市町の取り組みを通じて実践イメージを学ぶ研修
	日常生活自立支援事業専門員・担当者研修	日常生活自立支援事業に関する知識や技術を学ぶ研修
	生活福祉資金新任担当者研修会	日常生活自立支援事業に関する基礎的な知識や方法を学ぶ研修
	相談面接技術研修(中級)	自身の日ごろの実践を振り返りながら相談面接技術の実践力を高める研修
	相談面接技術研修(初級)	コミュニケーションの基本を通して、基礎的な相談面接技術を学ぶ研修
	社会福祉援助基礎研修	社会福祉の現場で働く上での基礎を対人援助に必要な価値、知識、技術を学ぶ研修

③ 法人運営研修

県社協 研修所	管理職研修	組織マネジメントの基本を体系的に学び、職場づくりに生かす管理職(事務長・施設長・部長・課長等)研修
	チーム・マネジメントリーダー研修	リーダーの基本的役割と課題把握の方法、コーチングの基本を学びたいリーダー層(主任、係長等)研修
	ストレスマネジメント研修	部下のストレスマネジメントに必要な知識・技術を学びたい管理職(事務長・施設長・部長・課長等)研修

社会福祉法人人事・労務管理研修	社会福祉法人の現場で生きる人事・労務管理の知識・方法を学ぶ研修
接遇・日常マナーリーダー研修	利用者や家族への基本的なマナーを復習したい人、職場で伝え指導する立場にある人の研修
OJTリーダー養成研修(基礎編)	OJTの重要性、OJT担当者の役割と進め方など「基本のき」を学ぶ研修です。
OJTリーダー養成研修(実践編)	OJTを職場で実践するプランを立て、実行・評価するところまでがパッケージになった新任職員のOJTを担う人や職場研修担当者の研修
福祉人材の確保・育成セミナー	福祉人材確保のポイントと人材の育成・定着のための実践方策を学ぶ研修
会計実務担当者研修	社会福祉法人会計基準に基づく決算処理・予算編成及び税務会計に関する知識を学ぶ研修
社会福祉法人財務管理研修	社会福祉法人改革における財務規律強化を踏まえた対応について学ぶ研修

④その他の研修機会

1)現場視察実習(フィールドワーク)研修	全国各地の優れた実践事例を直接見聞きする事によって職員に対し、新しい気づきを促す
2)制度及び職能団体研修	職能団体(包括協、在介協、老施協、ケアマネ協等)の主催している研修において、制度及び専門職としての知識を学ぶ
3)セミナー・フォーラム・学術大会等の研修	様々なまちづくり、福祉系の大会に参加し、貪欲に他分野、新しいものを取り込む